

各制度のお取扱いについて

必ずお読みください。

（友の会ライフ保険（75歳型）、疾病入院特約（2001）、元気回復サポート保険、入院費用給付金、女性疾病給付金、健康づくりサポート）
※友の会ライフ保険（一時払型）はお取扱いが異なります。パンフレット5、6、7、8、9、10ページをご覧ください。

保 険 期 間	ご注意	友の会ライフ保険（75歳型）、疾病入院特約（2001）、元気回復サポート保険、健康づくりサポートと入院費用給付金、女性疾病給付金の満期日は生年月日によって異なる場合があります。
---------	-----	--

75歳まで

※友の会ライフ保険（75歳型）、元気回復サポート保険の保険期間は、平成29年11月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
※疾病入院特約（2001）の保険期間は、平成29年11月1日からご加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。
※入院費用給付金、女性疾病給付金の保険期間は、1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）で、以後、75歳まで毎年1年毎に更新します。
※一般財団法人公立学校共済組合友の会会員の間

保険料の払込み

〈昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれの方〉
平成29年度以降、年金が支給される年度までは、「移行（加入）手続書」の提出時に指定された登録口座から、年に1回（10月22日<金融機関休業日の場合は翌営業日になります>）保険料振替を行います。年金の支給が開始された年度の翌年度からは、基本的に老齢厚生年金からの控除になります。
年金からの控除については、年金が支給される該当年度の1月下旬頃に意思確認をとらせていただきます。

〈上記以外の方〉

退職共済年金または老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます。）より、**2 ヲ月分の保険料を2 ヲ月ごと（10月、12月、2月、4月、6月、8月）に年6回差し引かせていただきます。**

なお、保険料を年金から差し引くことができなかった場合には、一般財団法人公立学校共済組合友の会から保険料払込についてのご案内をお送りしますので、最寄の金融機関よりお振込ください。初回は10月定期支給からの控除となります。

※障害共済年金および障害厚生年金、遺族共済年金および遺族厚生年金からは控除できません。

申 込 方 法

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。

脱 退 の 取 扱 い

- 死亡脱退・高度障害保険金の支払いによる脱退・特定疾病保険金の支払いによる脱退
支払事由が発生した次の月以降の保険料（未経過保険料）は返金となります。本人の支払いによる脱退の場合、配偶者も同時脱退となります。

- 任意脱退

脱退を希望される方は、脱退手続きに必要な書類をお送りしますので、友の会までご連絡ください。「脱退申出書」の提出期限は毎月末日となっておりますので、ご留意ください。なお、毎月末日に「脱退申出書」が提出された場合の保険の保障期間は翌月末までとなります。

脱退申出書は、事前に一般財団法人 公立学校共済組合友の会に脱退をお申し出いただいた方に、郵送にてご自宅に送付いたします。
※「疾病入院特約（2001）」のみの脱退はできません。脱退をする場合は「入院費用給付金」も同時脱退となります。
※「女性疾病給付金」のみの脱退はできません。脱退をする場合は「入院費用給付金」も同時脱退となります。
※「健康づくりサポート」は、「友の会ライフ保険（75歳型）」、「入院費用給付金」、「元気回復サポート保険」のいずれも脱退（または未加入）の場合、同時脱退となります。
※本人が脱退される場合、配偶者も同時脱退となります。
※本人の保険期間満了と同時に配偶者の保障も終了となります。

- 他の共済組合の組合員となった場合
常勤の公務員として再就職され他の共済組合の組合員となり、公立学校共済組合の年金受給者でなくなった場合、保障は終了します。

税法上の取扱い

- 保 険 料：「友の会ライフ保険（75歳型）」「疾病入院特約（2001）」「元気回復サポート保険」
・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
「入院費用給付金」「女性疾病給付金」
・保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害入院支援保険金・傷害入院初期費用保険金に対する部分の保険料を除きます。
- 死 亡 保 険 金：本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金：非課税です。
- 解 約 返 戻 金：解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
一時所得の課税対象額＝（解約時受取金－払込保険料－50万円）× 1 / 2
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- 特定疾病保険金：非課税です。
- 入 院 給 付 金：非課税です。
- 入院費用給付金（入院支援保険金・入院初期費用保険金）:非課税です。
- 女性疾病給付金（入院保険金・手術保険金）:非課税です。

税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

解 約 返 戻 金

この制度を保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金をお支払いする場合があります。
※入院費用給付金・女性疾病給付金・健康づくりサポートは解約返戻金の対象になりません。

必ずお読みください。

年 金 払（元気回復サポート保険のみ）

元気回復サポート保険は一時金払の他に年金払が選択できます。

- 1. 年金の種類と型**
年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。（定額型確定年金です）
- 2. 配当金**
年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 3. 年金受取人**
保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 4. 年金のお支払い**
年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 5. 年金払の対象となる保険金**
無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

・この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。
・年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

（友の会ライフ保険（75歳型）・疾病入院特約（2001）・元気回復サポート保険 共通）

保険会社からのお願い・ご注意

●給付金・保険金のご請求について>
●給付金・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
●**給付金・保険金は、3年間ご請求が無いと、そのお支払いができなくなりますのでご注意ください。**
●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に何う場合があります。
<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>
●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
●保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

【個人情報に関する取扱いについて】
　　<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（http://www.meijiyasuda.co.jp）をご参照ください。
－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付集団月掛扱無配当定期保険（Ⅱ型）契約、代理請求特約〔Y〕付疾病入院特約（2001）付リビング・ニース特約付集団月掛扱無配当定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。
この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。
当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

〔引受会社〕
明治安田生命保険相互会社
公法人第一部法人営業第三部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL：03-3283-9121

（入院費用給付金・女性疾病給付金 共通）

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/）をご参照ください。

【引受損害保険会社】
「保険会社破綻時等の取扱いについて」
引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

〔引受損害保険会社〕
明治安田損害保険株式会社
〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
TEL：03-3257-3177

〔取 扱 代 理 店〕
明治安田生命保険相互会社
TEL 03-3283-9121

株式会社若葉共済会
TEL 03-6380-9501